

EUと米国のマイクロソフト事件比較 支配的企業の取引拒絶と抱合せの規制

著者	滝川 敏明
雑誌名	公正取引
巻	647
ページ	13-20
発行年	2004-09
URL	http://hdl.handle.net/10112/4975

EUと米国のマイクロソフト事件比較 —支配的企業の取引拒絶と抱合せの規制

関西大学法科大学院教授

滝川 敏 明

はじめに

競争法のグローバルな共通基準は協調行為についてはほぼ成立した。しかし単独行為(排他行為)については成立していない。どの線を越えれば、攻撃的な競争行動が不当に略奪的な排他行為とみなされるのか。この見方について米国と欧州に顕著な差異が残っている。日本企業を含む多国籍企業にとって、欧州についてだけ米国(および日本)とは異なる競争戦略を設けることは不可能な場合が多い。地域によって異なるビジネスモデルの採用は、製造と経営コストの莫大な増加をもたらし、多国籍企業のメリットを捨てることを意味するからである。米国と欧州連合(EU)の間で規制基準がより厳しい競争法にあわせて、多国籍企業は自社の競争戦略を組み立てることを強制される。競争戦略の中心を構成するのは「単独の排他行為」であり、この規制を緩めてきた米国反トラスト法に比べて、EC競争法は格段に厳しい規制を維持してきている。多国籍企業の競争戦略にとってEUの共通競争法(EC競争法)が重要な制約として浮上してきている。そのうえ、2004年EU拡大がEC競争法の重要性をさらに高めた。この状況を典型的に現しているのが、マイクロソフトの排他戦略を違法と認定した欧州委員会の2004年決定(Decision)である。

グローバル政府は成立していないので、競争法基準の国際的統一は必ずしも要請されない。それでも、経済活動のグローバル化は、違法な競争行動についての見方を調和させる圧力を及ぼす。少なくとも、世界の三極である米国、EU、そして日本の競争法については、その基準に差異が残るにしても、それぞれの基準がビジネスの視点から合理的な論理を備えていることが要求される。米国・EU・日本の競争当局は、法適用対象の各国企業に対して、その規制基準の合理性についての説

明責任(accountability)を負っている。本稿は、マイクロソフト事件を材料として、単独行為(排他行為)の規制基準におけるEUと米国の差を観察し、その差に合理的な根拠があるのかを検討する。

1 単独の排他行為に対する規制——米国 シャーマン法2条とEC競争法82条

(1) 排他行為(単独行為)の二段階審査—— 市場支配力(支配的地位)と不当な 排他性

「単独の排他行為」(以下「排他行為」)には、米国ではシャーマン法2条、EUではEC競争法82条を適用する。2条と82条は、排他行為を二段階(2ステップ)に分けて審査することが共通している(注1)。

第1ステップは、行為企業が独占力(市場支配力)を保有しているか、あるいはその獲得の高い危険性があるかの判定である。82条では、「支配的地位 dominant position」の判定がこれに相当する。2条の独占力(獲得の高い危険性を含む)と82条の支配的地位には微妙な差が存在するが、ほぼ同じものである。第1ステップ審査で捕捉した企業だけを対象として、第2ステップ審査を実施する。この審査においては、支配的企業による排他行為に「不当性」があるかを判定する。通常の企業に比べて支配的企業にはより厳しい見方をする(不当性を広くとらえる)ことがシャーマン法2条と競争法82条に共通している。

米国当局と裁判所はシャーマン法2条規制において、不当とみなす行為の範囲を縮減し、支配的企業にも攻撃的競争方法を許容するようになってきた。この象徴として、シャーマン法2条(独占行為)に関する近年の米国判例は、標語のように決まって、「反トラスト法の目的は競争の保護であり、競争者の保護ではない」と説く。これは、競争者を不利にする排他行為のすべてを悪いとみなすのではなく、

消費者利益(すなわち経済全体の厚生)を損なうか、増進させるかを総合的に判定することにより排他行為の違法性を決定する立場を示している。

米国マイクロソフト(以下「MS」)事件について見れば、ウィンドウズに自社製ブラウザを組み込むMSの行為は、対抗するネットスケープを不利にすることは確かである。しかしそれだけで違法とすべきではなく、消費者利益についての総合判定から違法性を判断すべきことになる。消費者利益を総合判定するためには経済学分析が必要なので、経済学者の意見が法廷において重視される。MS事件においては、シャピロ、エルジンガ等の著名エコノミストの意見が、違法性判定および排除措置決定(次項参照)に影響した。

さらに、近年の米国判例と反トラスト当局は、消費者利益(経済厚生)において、イノベーションのインセンティブを重視している。先進国経済の牽引役である先端産業がイノベーションによって発展するからである。この見方は、イノベーションの成功によって独占力を獲得した企業に同情的に働く。さらに、知的財産権はイノベーション・インセンティブの源なので、知的財産の排他権を弱める法規制は否定的に見られる。

これに対し欧州委員会(欧州委)と欧州裁判所(欧州裁)は、欧州市場の統合目的から、競争者を迫害する排他行為に対し、米国よりも厳しい見方を維持している。この差が、MS事件への米国裁判所判決と欧州委決定の違いとして現れた。

(2) 排除措置の設計

排他行為規制(シャーマン法2条とEC競争法82条)の違反企業に対しては、協調行為規制の違反企業に対するよりも、排除措置(remedy)の重要性が高い。違反状態を解消し、違反の再発を防ぐために、具体的な措置をとることを競争当局が違反企業に命令しなければならない場合が多いからである。状況によれば、違法行為の根元を断つため、企業分割などの構造的措置を命令すべき場合もある。

MSが属するPC(パーソナルコンピュータ)産業においては、基本ソフト(OS: Operating System)が、様々のIT分野の「プラットフォーム」として機能している。ウィンドウズの所有によりプラットフォームを独占するMSは、あからさまに不当な排他行為をしなくても、違法性が微妙な排他行為(取引拒絶など)により、

多様なIT分野の競争において優位に立てる。したがって、競争法事件において違法を認定した排他行為を排除措置により禁止しても、MSは他の多様な排他行為を案出してくるだろう。したがって違法な排他行為を犯したMSに対しては、違反の根元を断つため、ウィンドウズ会社の分離を命令することが究極の排除措置となる。他方、これはイノベーションにより成功した企業に対して厳しすぎる措置とする批判もある。

企業分割を命令しない場合には、MSにどの程度立ち入った措置を命令すべきかが難問となる。ウィンドウズのソースコード開示などの立ち入った措置を命令するほど、MSに対抗する企業は応用分野においてMSと対等に競争できる。しかしその反面で、措置命令を厳しすぎるものにとすると、MSのイノベーション活動を制約しすぎる弊害が生じる。

米国MS事件においては、2000年地裁判決が企業分割をMSに命令したが、控訴裁判決が差し戻した。その後司法省とMSが排除措置について和解し、その内容を公益の見地から地裁が承認し、確定判決(注2)(以下「最終判決」)を下した。最終判決は排除措置として、ウィンドウズの互換性情報の開示等に関して、MSに具体的な措置義務を課した。MSによる措置の実行を連邦と州政府のメンバーが監視する。それに加えて、ソフトウエア専門家三人の「技術委員会」を結成し、事務組織をMS社内を設置する。

最終判決に対し、マサチューセッツ州と2事業者団体(MSのライバル企業を構成員とする)は、MSに対する排除措置が軽すぎるとして控訴した。ウィンドウズの互換性に関するソースコード公開を最終判決は命令しなかった、ウィンドウズからのIEの完全分離も命令しなかったなどの点への不服からの控訴である。しかし控訴裁判決(注3)は、公益についての適正なバランス判断を地裁が実施したとして、地裁の最終判決を支持した。この米国状況と対比して、EU事件において欧州委は、違反を認定したMSへの排除措置として、米国の最終判決よりも格段に立ち入った措置の実施をMSに命令した。

2 取引拒絶の規制規準

EU事件においてMSが違法を問われた排他行為は二種類であり、その一つは、互換性に関する情報提供の拒絶である。

(1) 取引拒絶の不当性についての論点

(ア) 取引拒絶の不当性判断

情報提供の拒絶は、取引拒絶の代表的類型の一つである。米国当局・裁判所と欧州委・裁判所ともに、取引拒絶(単独行為)を違反とするのは例外的場合だけである。取引するか否か、また誰と取引するかは企業の自由にまかせるのが市場経済の基本だからである。特別な要件がそろった場合のみ、取引拒絶は例外的に不当とみなされる。これまでの判例では、米国よりもEUの方が取引拒絶の違法性をより広く認定する傾向が見られる。

(イ) 不可欠施設理論の位置づけ

当初から続けていた取引拒絶をそのまま継続しているだけの企業に対しては、取引拒絶を不当とするに値する特別の理由を見出しがたい。この場合に当局が取引締結を強制するのは、競争法規制ではなく、政府の産業規制に該当する。実際に、電気通信や電力の規制政策と規制法において、規制当局が独占的企業に対し、対抗企業との取引義務(接続・アクセス提供義務)を課している。

しかし、企業活動に共通に必要な産業基盤施設(不可欠施設 essential facility)を所有している企業に対しては、施設へのアクセスを他企業に提供する義務を競争法により課すべきではないのか。アクセス提供を義務づける規制法の存在する産業は限定されているからである。また、産業規制法によるアクセス義務は行き過ぎる傾向があるので、競争法による限定的なアクセス命令の方が望ましいのではないのか。このような見方により、不可欠施設の所有企業にアクセス提供を義務づける「不可欠施設理論」は米国シャーマン法の判例により誕生した。その後、欧州委と欧州裁が米国判例を援用し、米国よりも積極的に不可欠施設理論を活用してきている。

(ウ) 排除措置の設計

取引拒絶の違法性を認定した場合には、排除措置として、当局あるいは裁判所が違反企業にどのような内容の取引締結を命令するのかがもう一つの論点となる。どの程度広い施設・情報を対抗企業に提供させるのか、対価をどう設定するのかなどについてである。

(2) 米国MS判決における取引拒絶の不当性判断

米国判決においてMSがシャーマン法2条違反を認定されたのは、OS市場の独占を維持するために、ライバル社(ネットスケープ)のプ

ラウザーを採用しないようにPCメーカー(OEM)等に働きかけた諸行為についてである。消極的な取引拒絶ではなく、ネットスケープを妨害するためのMSの積極的な排他行為に裁判所は不当な独占行為を認定した。互換性情報の提供拒絶が違反とされた欧州委決定とはこの点が質的に異なる。

ただし、米国の上記最終判決(2002年)が示したMSへの排除措置命令は、互換性情報の他企業への積極的な提供義務をMSに課している(したがって取引拒絶をMSに禁止している)。排除措置は、事件において認定した違反行為を排除するための措置だけでなく、今後の違反行為を防止するための将来志向(forward-looking)措置を命令できるからである。ただし将来志向の措置については、企業行為への介入程度を抑制することが要請される。

EU事件がとりあげたグループサーバーに関して米国最終判決はMSに次を命令している—ウインドウズOS製品との「通信プロトコル」(ネットワーク機器間の情報交換規則)を「第三者に合理的かつ無差別条件で、MS製サーバー製品との互換あるいは通信が自然に(例えば、クライアント側のOS製品にソフトウェア・コードを追加する必要なしに)できるように、…提供しなければならない」(最終判決 Section III.E)。

最終判決は、完全な互換性を達成するために必要な詳細情報の提供をMSに義務づけてはいない。マサチューセッツ州と2事業者団体は、この点についての不服から上訴した。しかし控訴裁判決(2004年6月)は、地裁最終判決が上記の措置にとどめたのは、広すぎる情報提供を義務づけるのは「MSのイノベーション・インセンティブを損なう」とするMSの主張を地裁が承認したためであるとして、地裁判決を支持した。

(3) 米国ベライゾン対トリニコ最高裁判決における取引拒絶の不当性判断

取引拒絶がシャーマン法2条違反に該当する要件については、ベライゾン対トリニコ判決(注4)が最新の最高裁判決である。本判決は第一に、「経済的に有用な施設に投資するインセンティブ」を守るために、取引拒絶の自由を尊重すべきであるとする。第二に、特定の状況下においては取引拒絶がシャーマン法2条違反になるとし、その最大拡張範囲は1985年最高裁アスペンスキー判決であったとした。アスペンスキー事件においては、スキーリゾートを構成する4ゲレンデ中の3ゲレン

デを所有する被告企業が、残る一つのゲレンデ所有企業と長らく共通チケットを発行していた。しかし、分け前を巡る紛争の後、共通チケットの発行を拒絶した。この拒絶行為は短期的利益を無視して、ライバルを倒し、競争を損なおうとするものであるとした陪審員判断を最高裁は支持した。第三に、「不可欠施設理論」については、下級審が認めたことがあるが、最高裁は認めたことがない(本件については見解を示す必要がない)。

ペライゾン最高裁判決の基準によれば、EU事件におけるMSの情報提供拒絶は、従前には情報を提供していたものが、その後に情報提供の拒絶(あるいは、より不利な条件での提供)に変更したものである必要がある。そのうえで、拒絶への変更にあすペンスキーの場合のような不当性が認められることが必要である。従前からの情報提供拒絶を継続しているだけの場合には、不可欠施設理論を用いなければ2条違反を認定できない。ペライゾン判決は、不可欠施設理論を否定してはいないが、採用に消極的な見方を示している。

(4) EU事件の欧州委決定

(ア) MSによる互換性情報の提供拒絶

MSは、互換性に関するウィンドウズの技術情報の提供をグループサーバー市場における対抗企業(サン、ノヴェルなど)に拒絶した(注5)。「グループサーバー group server」はOSの一種であり、企業組織(中でも多国籍企業)ネットワークの中心に位置して、組織構成員によるファイル作成や印刷などの日常業務を助ける。さらに、ネットワーク利用者を認証し、企業秘密を保護する機能を果たす。かつてはノヴェル社が最大手であったが、サン等とともにMSが進出した。ウィンドウズとの互換性のメリットを活かして、MS製の「ウィンドウズグループサーバー」が勢力を伸ばし、現在では第一位シェアを占めている。

グループサーバー(以下「GS」)を利用する企業の構成員はPC(クライアントPC)を使用しているので、GSはクライアント側OSであるウィンドウズと交流する必要がある。クライアント側OSと自社製GSの互換性を確保するため、サン(あるいはノヴェル)は、ウィンドウズの「互換性に関する技術情報 interface specifications」をMSから提供してもらう必要がある。サンは、MS製GSの顧客企業がサン製GSに乗り換えやすくするために、MS製GSの互換性情報も提供してもらうことを求めている。

MSが不十分な互換性情報しか提供しないので、サンが欧州委に上申した。

MSは互換性情報の提供を完全に拒絶しているわけではなく、ある程度の情報を提供している。既述のとおり、GSとの互換性のためのウィンドウズ情報の提供をMSは米国最終判決の排除措置により義務づけられている。しかしMSは、自社製GS進出以前から存在する他社GSへの互換性情報提供については、他社顧客をMS製GSに乗り換えさせるために熱心であるが、MSと競合する新しい他社GSにウィンドウズとの互換性を持たせることには不熱心である(Decision para. 282)。サンはクライアントに自然なサポート(native support)を提供するために、互換性確保のための「完全情報」をMSに求めた(Decision para. 185)。これに対しMSは完全情報の提供を拒絶した。

(イ) 従前の取引形態からの変更

MSは、Windows NTの時代(自社GS進出前)においても提供する互換性情報の範囲を限定していたが、Windows 2000の開発後(自社GS進出後)には、提供情報をさらに限定した(Decision para. 579)。

(ウ) 欧州委決定の結論

MSは、サン等の他企業が互換性のあるGSを開発し販売するために必要なMS製GSのプロトコル仕様を提供することを拒絶している。これは支配的地位の濫用に該当する(82条に違反する)(Decision para. 546)。

(エ) MSの知的財産権との関係

MS製GSについてMSは、知的財産権(特許・著作権・営業秘密)を所有している。特許を取得した発明は公開されるが、ソフトのプロトコル(ソースコードなど)は秘密にされている(Decision footnote. 249)。サンの要求に応じてプロトコル情報を提供することは、MSの知的財産権に抵触し、さらに、欧州委が提供を命令する場合には、WTOのTRIPS協定が加盟国に義務づける知的財産権保護義務に違反するとMSは主張した。欧州委はMSの主張を次のようにしりぞけた。情報の提供命令によりMSが受けるかもしれないイノベーション上のインセンティブ減退は、産業全体が受けるインセンティブ向上効果より小さい。本件の例外的状況を帳消しにするだけの正当化事由は、MSのイノベーション上のインセンティブに認められない(Decision footnote. 783)。

(5) 排除措置

MS製GSがネットワーク作業のために使用

するプロトコルの完全かつ正確な「詳細情報 specifications」を明らかにすることを欧州委はMSに命令する。詳細情報のMSによる実行内容—ソースコード—を明らかにすることはMSに命令しない (Decision para. 999)。実行法の詳細 [ソースコード] を明らかにせずに互換性情報を伝えることは可能であり、互換性のオープン標準を設ける際の業界慣行でもある (Decision para. 571)。MSが課す契約条件は、合理的かつ無差別であることを要する (Decision para. 1008)。

(6) 取引拒絶に関する欧州委決定の批評

PCのOS市場を独占しているだけでなく、GSにおいてもMSの市場シェアは極めて高いので、MSの支配的地位は問題なく認められる。残る争点は、第一に、MSによるGSについての互換性情報のライバルへの提供拒絶に不当性が認められるかの判定であり、第二に、MSの違法性を認めた場合に、排除措置としてMSに提供を義務づける情報をどの程度広くかの立ち入ったものにするかについてである。

自社製GSの販売が本格化するにつれMSは、他社に提供する互換性情報の程度を格段に減少してきた。この行為変化を欧州委は強調している。行為変化を重視する視点は米国最高裁2004年ベライゾン判決 (それが引用するアスペンスキー判決) と共通する。以前からの一貫した取引拒絶ではないため、本件について不可欠施設理論を用いる必要はない。

行為変化があったとしても、取引拒絶 (提供情報の削減) が自動的に不当と認められるわけではない。行為変化には経済上の合理性があるとしてMSは抗弁できる。米国アスペンスキー判決の場合には、その取引拒絶が「短期的利益を無視して、ライバルを倒し、競争を損なおうとするもの」(ベライゾン判決文) であったために不当性が認定された。

これと対比して、EU事件におけるMSの情報提供拒絶は、短期的利益を無視したものとほ言いがたい。ライバルへの情報提供拒絶によりMS製GSへの需要が直ちに増加するの経済ビジネス上の合理性は認められる。しかし、このビジネス上の合理性と経済上の正当性は同じではない。互換性情報をMSから受けられないことにより、深刻な競争上の打撃を受けることをサンが主張しており、この正当性を欧州委決定は認めた。

OSのソースコードをリバースエンジニアリングにより解読することは不可能である等の

理由から、MSからの完全な互換性情報を必要とするサンの主張には説得性がある。本事件決定が説明する状況からは、情報提供拒絶によるライバルが受ける競争上の打撃に比べて、提供情報の削減についてのMSによる抗弁の正当性は弱い。

アスペンスキー判決などの先例に照らして、本件は米国シャーマン法2条においても違法と認定される可能性がある。ただし、欧州委決定の正当性は、MSの「行為変化」の正当性とサン等が受ける競争上の打撃についての事実認定にかかっている。MSの提訴を受ける欧州第一審裁判所の審理において、この点の認定が焦点になる。米国最終判決を援用してMSは、完全 (詳細) 情報の提供拒絶がライバルを不利にしても消費者利益は損なわないと主張するだろう。しかし、米国事件におけるブラウザのウインドウズへの組み込みの場合とは異なり、互換性情報の提供拒絶が消費者利益を増大すると主張することは困難である。したがって、知的財産権保護、ひいてはイノベーション・インセンティブ保護の主張がMSの拠り所となるが、欧州委が知的財産権について述べている見方は説得的であり、この見方への反論をMSが裁判で提出することは困難であると考えられる。

排除措置についての欧州委の決定にも妥当性が認められる。ソースコード開示は命令せず、業界慣習に沿った互換性の詳細情報提供を命令するのはバランスのとれた措置である。これに対し米国事件の最終判決 (控訴裁が支持) は、上記のとおり、互換情報の一般的な提供をMSに命令するにとどまっている。米国事件においては、互換情報の提供拒絶はMSの違反行為ではなく、将来志向の排除措置として命令している。このため命令内容を立ち入ったものにするのが避けられているので、欧州委の排除措置と対等に比較すべきものではない。

罰則に関しては、欧州委がMSに制裁金 (497百万ユーロ) を課したことに正当性は見出しがたい。取引拒絶は例外的にのみ違法とされる行為類型である。MSの行為変化は、総合的判定によってのみ違法性を認定することが可能であり、制裁金により違法を抑止すべき明白な違反行為ではない (次節で見る抱合せ行為の違法性と併せても、制裁金の正当性は見出しがたい)。

3 抱合せの規制基準

EU事件において欧州委が違反を認定したMSのもう一つの排他行為は、抱合せである。MSは、自社製メディアプレーヤー（インターネットにより音楽・映像ファイルを集積し、PCで再生するためのソフト）の「ウィンドウズ・メディアプレーヤー（WMP）」をウィンドウズに抱き合わせた。PCメーカー（OEM）がMSからライセンスを受けることができるウィンドウズは、WMPが付帯したものであり、ウィンドウズからWMPをOEMが削除する（アンインストールする）ことは技術的に不可能であり、無理に削除すれば、ウィンドウズが機能しなくなる。MSに対抗するメディアプレーヤー企業（リアルネットワークなど）は、OEMに自社製メディアプレーヤーを採用してもらうことが極めて困難になる。

(1) 抱合せの違法性—米国・EU基準の共通性

抱合せを違法とする要件について、米国シャーマン法（2条ではなく1条を適用する）とEC競争法82条の基準は基本的に同じである。双方とも次の三要件のすべてがそろっている場合に抱合せを違法とする（米国控訴裁による新基準については後述）。

第一に、抱合せの主体製品市場（tying market）において市場支配力（支配的地位）を被疑企業が有することが必要である。米国とEU双方のMS事件において、tying marketはPCのOS市場であり、ウィンドウズを所有するMSが市場支配力（支配的地位）を有する。

第二に、抱き合わされる市場（tied market）[本件ではメディアプレーヤー]における競争が損なわれている必要がある。この競争阻害の程度は、米国・EU共に軽いものでよい。米国の場合、「実質的な量が影響を受ける」だけでよい（ジュファーソン・パリッシュ最高裁判決）。EC競争法においては、「抱合せが競争を損なう（foreclose）」ことが必要である（Decision para. 794）。抱合せは「顧客の供給先選択の自由を奪い、他の生産者の市場機会を奪う」（1979年ホフマンラロシュ判決）とみなされているので、抱合せの事実が認定されれば、ほとんど自動的に競争を損なうと判定される。

第三に、抱合せと主張されるものが、実際には一つの合理的な組み合わせ商品ではないことが必要である。二つの商品が別々の商品

と認定できなければ、抱合せとはみなされない。

(2) 米国MS事件における抱合せの取り扱い (7) 違法性についての控訴裁判決

上記の米国基準は最高裁判例によるものである。しかし2001年控訴裁判決は、「プラットフォームの役割をするPCソフト」については、抱合せを「合理の原則」により判断すべきとした。MSによる抱合せを最高裁判例ではなく、控訴裁判決基準による場合には、米国とEUの抱合せの違法性基準には大きな差が生じる。近年の米国反トラスト法の合理の原則審査は、上記のとおり消費者利益の総合判定なので、MSの抱合せに競争排除効果があっても、総合的に消費者利益になると判定されれば、抱合せが合法と判定される。

米国事件において、MSの違法・合法を左右する争点になったのは、上記第三要件（抱合せが合理的な組み合わせではないこと）である。この点は、抱合せを合理の原則により判定した場合においても変わらない。米国MS事件の2000年地裁判決（注6）は、ウィンドウズとMS製ブラウザの一体化には「正当なビジネス上の理由」が認められない（一体化が技術的に必要でもなく、ビジネス効率を高めることもない）として、違法な抱合せを認定した。しかし控訴裁は、「[一体化の]正当化理由についての被告MSの主張に対し原告は反論するだけでなく、正当化理由を上回る反競争効果があることを提示する責任がある」（この立証責任を原告は果たさなかった）とした（注7）。

(4) 排除措置についての米国最終判決

既述の米国最終判決は、MSへの排除措置として、MS製「ミドルウェア middle ware」（OSを代替する役割を部分的に果たすソフト）をウィンドウズの部分として組み入れる（一体化すること）を制限する措置を含んでいる。これは第一に、MS製ブラウザ（IE）のウィンドウズへの組み込みが、シャーマン法1条違反の抱合せ行為とは認定されなかったものの、シャーマン法2条違反を認定された独占行為に貢献する排他効果（exclusionary effect）があると見なされたためである。第二に、既述の将来志向の排除措置として、組み入れ行為の制限が必要と判断された。

MSと司法省が和解した次の排除措置を最終判決は承認した。「ミドルウェアとして機能するウィンドウズの部分への末端ユーザーの

アクセスを削除すること」をMSがOEMに許容される(Final Decision, III.H)。これは次を意味している。①ウィンドウズからミドルウェア(ブラウザ、メディアプレーヤーなど)を切り離すことは命令しない。②ミドルウェアへのアクセスを削除する(アイコンを隠すなどによる)ことだけをOEMはMSから許される(ミドルウェア自体をウィンドウズから削除してはいけな

い)。この排除措置は、MSの利益に配慮した妥協である。OEMは従前よりも、MSの対抗企業のミドルウェアを自社PCに搭載しやすくなった。しかし、ウィンドウズにはMS製ミドルウェア(IE, WMPなど)が最初から組み入れられている。そのアイコンを隠すなどの作業を行ったうえで、対抗ミドルウェアを自社製PCに搭載する手間をとるインセンティブはOEMに生じにくいだろう。

この懸念から、マサチューセッツ州と2事業者団体は、地裁の最終判決を上訴した。MSは対抗するミドルウェアを自社製PCに搭載するインセンティブをOEMに生じさせるため、ウィンドウズからミドルウェアを切り離す(ソースコードを削除する)ことをMSに命令すべきだとマサチューセッツ州等は主張した。ソースコード削除案に対しMSは、ウィンドウズの分裂・細分化をもたらす(千以上の異なるウィンドウズが生まれる)ので消費者利益を損なうとして反対した。控訴裁は、MS意見を支持し、さらに将来志向の排除措置は抑制的に行うべき旨を指摘して、地裁最終判決を支持した。

(3) EU事件におけるメディアプレーヤーとウィンドウズの抱合せ

(イ) 抱合せの競争者排除効果——欧州委の認定

MSは、ウィンドウズにWMPを組み込んで一体化し、アンインストール(ソースコード削除)できないようにした。このため、他社(リアルネットワーク、アップルなど)製MPをわざわざコストをかけて搭載するインセンティブがOEMには生じなくなる。OEMではなく末端ユーザーが自分でインターネットからMPをダウンロードするのは、複雑な操作を要するので、実行するものは少数にすぎない。

WMPの抱合せにより、コンテンツと応用ソフトに起因する参入障壁を高め、ウィンドウズの独占を保護すると共に、MPについての参入障壁も高める(Decision para. 980)。MSはPCのOS市場で支配的地位を有するので、抱

合せによる梃子の効果で、独占力を拡張できる(Decision para. 1042)。

(ロ) 抱合せの効率性欠如——欧州委の認定

開発者と消費者の利益になるので、抱合せが正当化されるとMSは主張している。次の理由から、この主張には根拠がない。①MSがWMPだけをウィンドウズに組み入れ、ユーザーが削除できなくすることが、消費者にとっての取引上の効率性を向上させるとは見なせない。②欧州委の本決定において、MSはOEMとの取決めにより、PCユーザーの需要に応じて、ウィンドウズと共にWMPをあらかじめユーザーのPCに搭載しておくことが許される(Decision para. 959)。③ウィンドウズとWMPをソースコードにおいて一体化することが製品の技術的パフォーマンスを向上させることを示す実質的な証拠をMSは提出してこなかった(Decision para. 962)。

(ハ) 排除措置

PC搭載用のウィンドウズとしてMSは、WMPを含まないバージョンを提供しなければならない。この排除措置は、最終ユーザーに直接ライセンスするウィンドウズとOEMにライセンスするウィンドウズの双方に該当する。MSは、WMPを一体化したウィンドウズのバージョンも提供することができる(Decision para. 1011)。

この排除措置により、OSとMPがあらかじめ併せてインストールされたもの入手するユーザーの利便は保全される。そして同時に、どのMPを組み合わせ製品の要素として選択するかの自由をOEMと最終ユーザーが取り戻す(Decision para. 1025)。

(4) 抱合せに関する欧州委決定の批評

抱合せの取り扱いについて、米国最高裁判例とEC競争法の基準は基本的に同じである。米国控訴裁判決は抱合せを合理の原則により判断する見方を示したが、その場合においても、支配的企業による抱合せに合理性がないと判断されれば、違法が認定される。支配的企業による抱合せを不当とする見方を欧州委はとってきているが、本件の欧州委決定は、抱合せの合理性(効率向上効果)について審査を実施した。

米国MS事件においてMSの抱合せは合法と認定されたのではなく、控訴裁は差し戻し審理を指示しただけである。政府側(司法省)が訴訟継続をあきらめてしまったために、MSの抱合せへの追求が中断してしまった。ただし

控訴裁は、MSの独占行為(シャーマン法2条)違反に貢献する排他効果をMSの抱合せに認めた。抱合せが無罪放免されたわけではなく、地裁最終判決の排除措置にも抱合せへの対処が含まれている。

MSの抱合せは、ウインドウズへの応用ソフトの一体化—ソースコードの渾然合体—として実施されている。ウインドウズから応用ソフトをOEMが削除できないので、対抗企業を排除する効果が強力である。排他効果を合理化するものとしてMSは、一体化が技術的メリットと消費者利便に資すると抗弁してきている。MSのこの主張を米国2000年地裁判決は誤りであると断定した。地裁の審理が不充分であるとして控訴裁が差し戻し、政府側はなぜか訴訟継続を断念した。政府側が訴訟を継続し、地裁が裁判官を替えて再審理していた場合には、MSの抱合せが合法とされた保証はない。

独占プラットフォームであるウインドウズへのソフト組み込み戦略により、MSは、多様なITあるいはブロードバンド分野に自社支配を拡大してきている。MSの排他戦略への当局による阻止策は米国では中断してしましたが、本決定により、欧州委が米国当局に代わってMSに立ちはだかった。WMPを削除したウインドウズのバージョン提供をMSに命じることにより、MSの対抗企業を選択する実質的なインセンティブがOEMに生じる。ウインドウズの本体部分は影響を受けないので、ウインドウズが細分化されるとのMS意見(米国控訴裁が支持)には説得性が認められない。

米国内を二分する反トラスト法の潮流の中で、MSによる抱合わせ(ウインドウズへのソフト—体化)への反対派(最終判決を上訴したマサチューセッツ州と2事業者団体が代表)の意見と欧州委の意見は基本的に同じである。欧州委の決定は、米国との相違から論評するのではなく、競争法共通のグローバルな論争の展開の中で位置づけて論評するべきである。この観点から見て、欧州委決定には高い説得性が認められる。

◆ むすび

先進国の経済発展を牽引する先端産業において、既存企業の支配的地位が永続している

例が少なくない。支配的地位の長期化が純粋なネットワーク効果によるものであれば、規制当局が介入するべきではない。しかし、米国MS判決が示しているように、ネットワーク効果を乗り越えようとする参入企業の努力を既存企業が不当な排他行為により潰している事例がある。この場合には競争法による介入が必要である。

現代の先端産業において、支配的企業の排他行為に競争法が適正に介入することが要請されている。ただし、介入が行き過ぎれば、支配的企業によるイノベーション活動を制約しすぎる。このバランスのあり方について、米国ではMS事件の政府側及び地裁の見方と控訴裁の見方の違いに代表される論争がある。

EU事件における欧州委の決定は、米国における控訴裁MS判決が代表する見方とは異なる。しかし、米国の地裁判決及びそれを支持する学者の見方とは共通している。単独行為(排他行為)の規制基準について、日本の公取委と裁判所は、米国反トラスト法及びEC競争法の状況を検討することから、論理的に説得性のある基準を形成することが望まれる。

(注1) 排他行為規制の米国・EU・日本の比較について、滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策 第2版』(青林書院、2003年)189-218頁を参照。

(注2) *United States v. Microsoft Corp.*, 2002, WL 31654530 (D.D.C. Nov. 12, 2002), 2002-2 Trade Cas. (CCH) P73,860.

(注3) *Commonwealth of Massachusetts v. Microsoft Corp.* (D.C. Circuit, Case Number 02-7155), June 30, 2004 (2004 U.S. App. LEXIS 13489).

(注4) *Verizon Communications Inc., v. Law Offices of Curtis Trinko, LLP.*, 124 S. Ct. 872 (2004). 本判決の評釈として次を参照—滝川敏明「判例評釈 Verizon Communications Inc., v. Law Offices of Curtis Trinko, LLP」『アメリカ法』2004-2号(近刊)。

(注5) Commission Decision of 24 March 2004, relating to a proceeding under Article 82 of the EC Treaty, Case COMP/C-3/37.792 Microsoft.

(注6) *United States v. Microsoft Corp.*, 97 F. Supp.2d 59 (D.D.C. 2000).

(注7) *United States v. Microsoft Corp.*, 253 F.3d 34 (D.C. Cir. 2001), at 67.

(たきがわ・としあき)

